

公衆浴場(その他2号)の手引き

目黒区保健所生活衛生課環境衛生係

電話番号 03-5722-9502



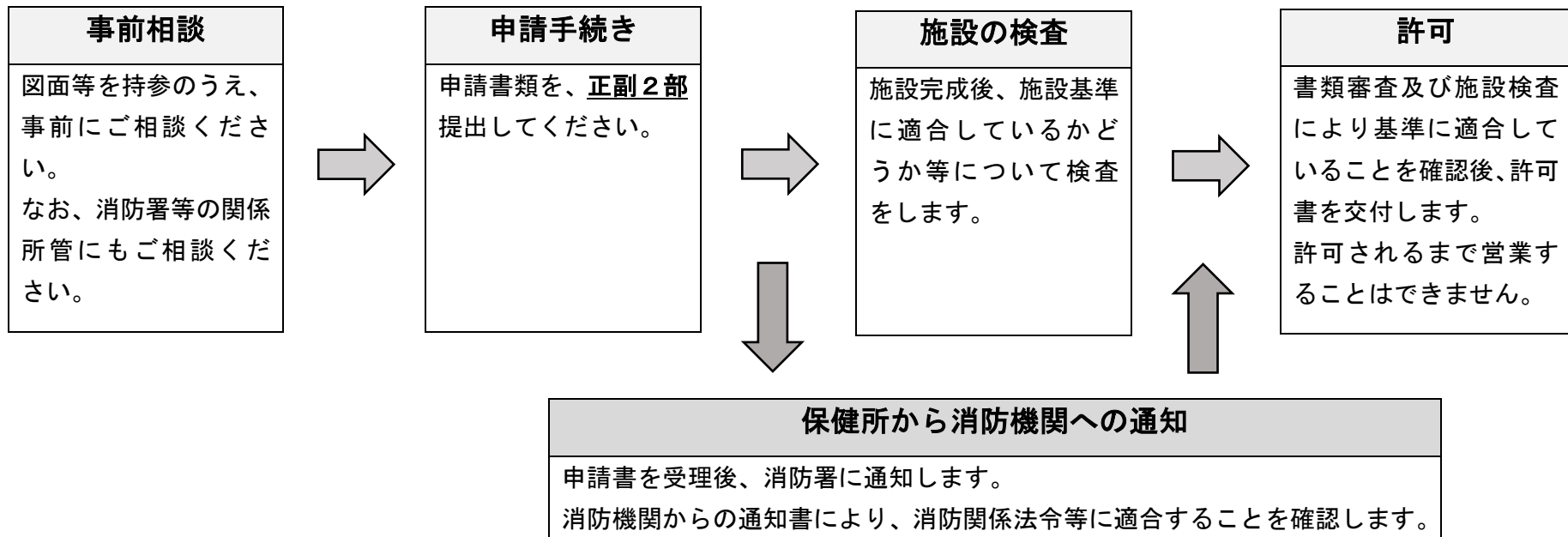
1. 公衆浴場の定義

「公衆浴場」とは、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設を言います。

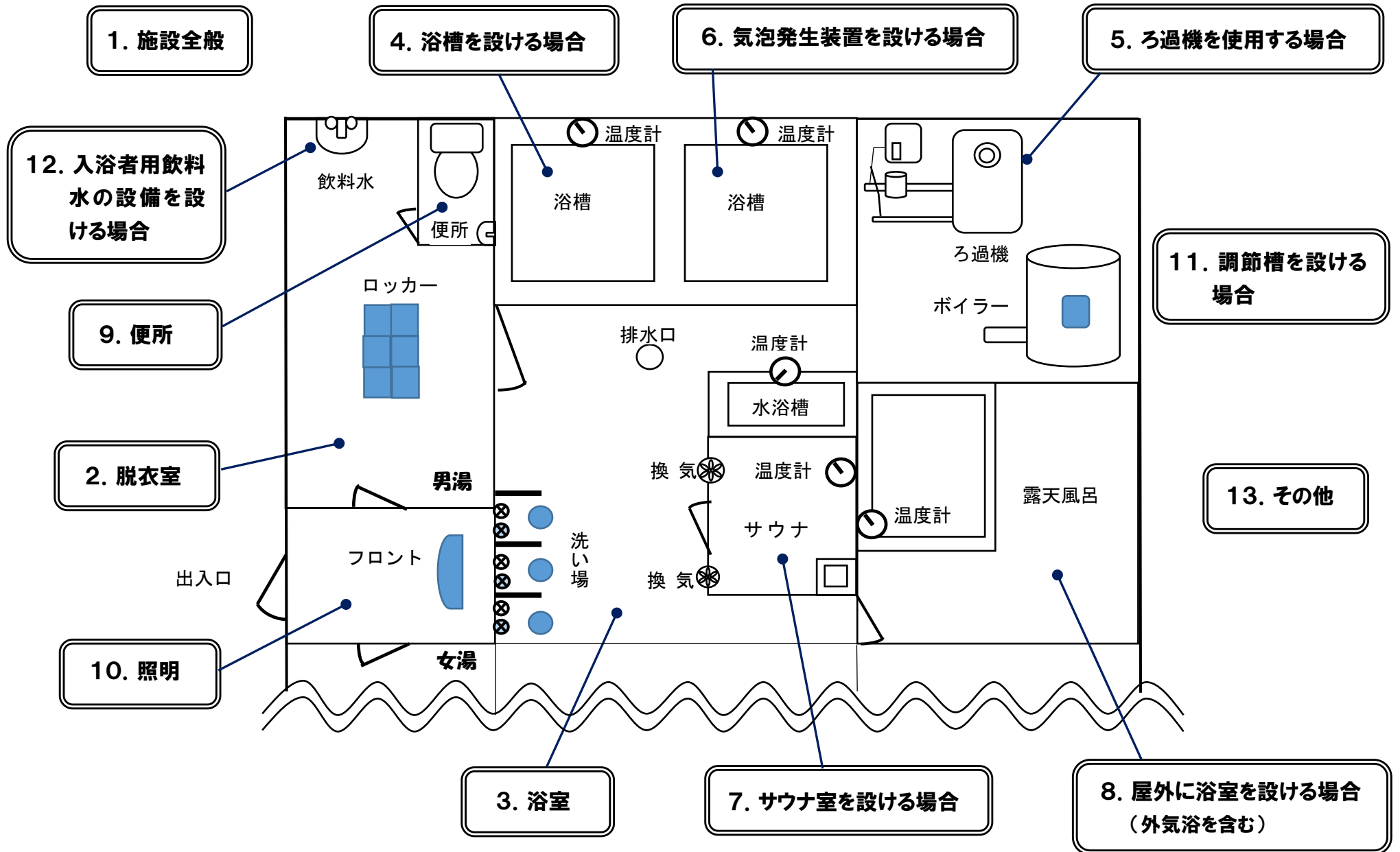
2. 公衆浴場の種類

普通公衆浴場 (条例第2条第1項)	銭湯	
その他の 公衆浴場	その他1号 (条例第3条第2項第1号浴場)	「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」に該当する個室公衆浴場 ※目黒区内で新規に営業許可を取得することはできません。
	その他2号 (条例第3条第2項第2号浴場)	スポーツ施設附帯の浴場、サウナ、酵素浴、岩盤浴、エステティックサロン附帯の浴槽、クアハウス等

3. 許可までの手続き



4. 構造設備の基準



1. 施設全般

- 下足場、脱衣室、便所、浴室及び釜場はそれぞれ区画して設けること。【条 3-1-17】

2. 脱衣室

- 男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。【条 3-1-19】
- 適当な広さのものを設けること。【条 3-2-2-1】
- 床面は、リノリウム、板等不浸透性材料を用いること。【条 3-1-21】
- 入浴者の衣類その他携帯品を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条 3-1-22】
- 室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条 3-1-25】
- 換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。【条 3-1-26】
- 洗面設備を設けること。【衛生等管理要領】

3. 浴室

- 男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。【条 3-1-19】
- 適当な広さのものを設けること。【条 3-2-2-ウ】
- 採光のための設備を設けること。【条 3-1-24】
- 室内を適温に保つために必要な設備を設けること。【条 3-1-25】
- 換気のための開口部又は換気に必要な機械設備を設けること。【条 3-1-26】
- 床面は、不浸透性材料を用い、滑りにくい仕上げとすること。【条 3-1-28】
- 洗い場は、適当な勾配を付し、浴室内の使用後の湯水を屋外の下水溝等に、完全に排出させる構造とすること。【条 3-1-30】
- 浴槽又は熱気、砂等による入浴設備並びに湯及び水の出るシャワー又は適当な数の湯栓及び水栓を設けること。【条 3-2-2-エ】
- 配管内の浴槽水が完全に排水できるような構造とすること。【衛生等管理要領】

4. 《浴槽を設ける場合》

- タイル等耐水材料を用い、浴槽内には、入浴者に直接熱気及び熱湯を接触させない設備をすること。【条 3-1-32】
- 入浴者の見やすい位置に、浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-1-34】

5.《ろ過機を使用する場合》

- ろ過器は十分なろ過能力を有し、ろ過器の上流に集毛器が設置されていること。【条 3-1-35-ア】
- ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難しい場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。
【条 3-1-35-イ】
- 循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワー等に再利用しない構造であること。【条 3-1-35-ウ】
- 浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。【条 3-1-35-エ】
- 入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつ吸引等における事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 3-1-35-カ】
- 循環水取入口は、入浴者の吸込事故を防止するための措置が講じられた構造であること。【条 3-1-35-キ】
- 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。【衛生等管理要領】

6.《気泡発生装置を設置する場合》

- 気泡発生装置、ジェット噴射装置その他の微小な水粒を発生させる設備を設ける場合には、点検、清掃及び排水が行える構造であること。
【条 3-1-35-キ】

7.《サウナ室を設ける場合》

- 男女を区別し、床面、内壁及び天井は、耐熱性の材料を用いて築造すること。【衛生等管理要領】
- 床面は適当な勾配をを付け、隙間がなく、清掃が容易に行える構造であること。また、室内には掃除の際に使用される水が完全に屋外に排出できるよう排水口を設けること。【衛生等管理要領】
- 蒸気又は熱気の放出口、放熱パイプは、直接入浴者の身体に接触しない構造であること。また、入浴者が接触するおそれのあるところに金属部分がある場合は、断熱材で覆う等の安全措置を講ずること。【衛生等管理要領】
- 換気を適切に行うため、給気口は室内の最も低い床面に近接する適当な位置に設け、排気口は天井に近接する適当な位置に設けること。
【衛生等管理要領】
- サウナ室又はサウナ設備の適温を保つため、温度調節設備を備えること。【衛生等管理要領】
- 適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。【条 3-2-2-オ】
- サウナ室の室内を容易に見通すことができる窓を適当な位置に設けること。また、入浴者の安全のため、室内には、非常用ブザー等を入浴者の見やすい場所に設けること。【衛生等管理要領】

8.《屋外に浴槽を設ける場合》

- 屋外の浴槽及び浴槽に付帯する通路等は、適当な広さのものを設けること。【条 3-1-33-ア】

- 屋外の浴槽に付帯する通路等には、脱衣室、浴室等の屋内の保温されている部分から直接出入りできる構造とすること。【条 3-1-33-イ】
- 屋外には洗い場を設けないこと。【条 3-1-33-ウ】
- 屋外の浴槽は、男女を区別し、その境界には障壁を設ける等相互に、かつ、浴場外から見通すことができない構造とすること。【条 3-1-33-エ】

9. 便所

- 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗いを備えること。【条 3-2-2-キ】 男子専用施設において女子従業員がおり、女子専用の便所が他にない場合は、女子従業員便所を設けること。(逆の場合も同じ)
- 窓又は換気設備等を有すること。【衛生等管理要領】

10. 照明

- 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下その他入浴者が直接利用する場所は、床面において20ルクス以上の照度を有するようにすること。【条 3-1-1】

11. 《調節槽を設ける場合》

- 調節槽は蓋付きとすること。【条 3-1-36】
- 清掃しやすい構造とし、レジオネラ属菌が繁殖しないように、薬剤注入口を設けるなど塩素消毒等を行えるようにすること。【衛生等管理要領】

12. 《入浴者用飲料水の設備を設ける場合》

- 飲料水である旨の表示をすること。【条 3-1-40-ア】
- 水質は、水道法に定める水質基準に適合するものであること。【条 3-1-40-イ】
- 浴用貯水槽を経由しないで供給すること。【条 3-1-40-ウ】

13. その他

- 入浴者の履物を安全に収納し、又は保管するための設備を設けること。【条 3-2-2-ア】
- 貯水槽は蓋付きとすること。【条 3-1-36】
- 排水溝、排水ます等には、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の漏出を防ぐために必要な設備をすること。【条 3-1-37】
- 物品の販売等を行うときは、入浴機能及び清潔保持を阻害しないようにすること。【条 3-1-16】

- 釜は、浴槽水と上がり湯とが混合しないものを使用すること。【条 3-1-38】
- 灰、燃え殻等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃え殻等の飛散を防ぐために必要な設備をすること。【条 3-1-39】
- 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある設備を設けないこと。【条 3-1-41】

5. 維持管理

清潔の保持	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浴場の施設は常に清潔を保持すること。 ○ 下足場、脱衣室、浴室、便所、廊下、洗いおけ、腰掛けその他入浴者が直接利用する施設及び設備は、毎日 1 回以上掃除・洗浄すること。 ○ 脱衣室及び便所は、毎月 1 回以上消毒すること。 ○ ねずみ、衛生害虫等の生息状況について毎月 1 回以上点検し、適切な防除措置を講ずること。 ○ 貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、定期的（年 1 回以上）に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。 ○ 貯湯槽内の湯は 60℃ 以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。 ○ 調節槽は、内部の汚れ等の状況について随時点検し、定期的に清掃及び消毒を行い、ぬめり等の汚れを除去すること。
浴槽水の衛生	<ul style="list-style-type: none"> ○ 浴槽水は、常に満水を保ち、湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。 ○ 浴槽水は、1 日 1 回以上換水すること。 ○ 浴槽水は、以下の水質基準に適合するものであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・濁度：5 度以下 ・過マンガン酸カリウム消費量：25 mg/L 以下 又は 有機物(全有機炭素(TOC)の量)：8 mg/L 以下 ・大腸菌群数：1 個/mL 以下 ・レジオネラ属菌：検出されないこと
排水	<ul style="list-style-type: none"> ○ 洗い場及び下水溝は、水流を良好にし、汚水を滞留させないようにすること。
貸与品	<ul style="list-style-type: none"> ○ タオル、くし、かみそり等を入浴者に貸与しないこと。ただし、入浴者 1 人ごとに消毒した清潔なもの（かみそりを除く。）を貸与するときは、この限りではない。
管理者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公衆浴場の衛生上の維持管理を適正に行うため、原則として、営業施設ごとに管理者を置くこと。
記録の保管	<ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃、消毒、検査等の実施状況を記録し、3 年間保存すること。
善良な風俗等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 善良の風俗を害するおそれのある文書、絵画、写真、物品、広告又は装飾設備を置き、掲げ、又は設けないこと。 ○ 7 歳以上の男女を混浴させないこと。

6. レジオネラ対策について(ろ過器等を使用して浴槽水を循環させる場合)

浴槽水の水質基準に適合し、レジオネラ属菌を発生させないためには、基準に合った構造設備と適切な維持管理が必要です。

ろ過器等	○ ろ過器は1週間に1回以上、逆洗浄等を行い、生物膜等ろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。
配管・集毛器	○ 浴槽水を循環させる配管は1週間に1回以上、内部の消毒を行うこと。 ※配管の消毒方法 ・ 残留塩素濃度を5～10mg/L程度に調整した浴槽水を、循環系統に数時間循環させる方法 ・ 60℃以上に加温した高温水を循環系統に数分から数十分循環させる方法 ○ 集毛器は毎日清掃を行い、内部の毛髪、あか、ぬめり等を除去すること。
浴槽水	○ 浴槽水は塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が0.4mg/L以上になるように保つこと。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところにより消毒を行い、レジオネラ属菌が検出されない水質を維持すること。 ※目黒区公衆浴場法施行条例施行規則 ・ 塩素系薬剤による消毒とその他の消毒方法を併用する方法により行うこと。 ・ モノクロラミンによる消毒を行うこと。この場合においてモノクロラミン濃度が3mg/L以上になるように保つこと。 ○ レジオネラ属菌について、1年に1回以上行い、レジオネラ属菌が検出されないことを確認すること。

7. 各種申請・届出手続きについて

下記のような場合には、申請や届出が必要になりますので、保健所に相談してください。

● 新規営業許可申請

- ・ 新規公衆浴場施設の建築
- ・ 施設の移転
- ・ 施設の大規模改築

● 変更届

- ・ 施設の名称変更
- ・ 管理者の変更
- ・ 営業者の住所変更
- ・ 営業者（法人）の名称・所在地・代表者等の変更
- ・ 施設の小規模改築（改築の規模により、新規の許可が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。）

● 地位承継届

- ・ 譲渡による営業者の変更
- ・ 相続
- ・ 合併または分割による承継

● 廃止届

- ・ 営業を廃止